

### 3 騒音・振動関係施設関係

(相当程度の騒音又は振動に係る基準の遵守義務関係 条例第25条)

(相当程度の騒音又は振動に係る基準の遵守義務等)

第25条 相当程度の騒音又は振動を発生する施設でその騒音又は振動により生活環境を損なうおそれがあるものとして規則で定めるものを設置する工場等(騒音発生施設又は振動発生施設を設置するものを除く。)を設置している者は、当該工場等において、規則で定める基準を超える騒音又は振動を発生させてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反する行為により当該工場等の周辺的生活環境が損なわれていると認めるときは、当該工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音又は振動の防止の方法の改善その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

3 第6条第3項の規定は、第1項の基準を定め、又は改定する場合について準用する。

#### (趣旨)

この規定は、条例第6条で定めている「著しい騒音等を発生する施設」以外にも相当程度の騒音等を発生する施設であって規則で定める施設を設置する工場等を設置する者についても、規則で定める基準の遵守義務を定めたものです。

対象施設としては、騒音等発生施設として定められた施設以外、具体的には対象規模未満の小さな施設からも騒音等の発生が考えられます。

しかし、これらの小規模の施設を設置するのは小さな事業場であり、本条例の騒音等発生施設として届出義務を課すことは、小規模事業者への配慮の観点からもその必要性に乏しいため、騒音等が規則で定める基準を超え、人の健康又は生活環境が損なわれていると認められるときに、必要な措置をとるべきことを勧告することができるとしたものです。

なお、小規模事業者への配慮等から命令については規定していません。

Q 相当程度の騒音又は振動を発生する施設については、具体的には、どのような規制が実施されるのか。

A 相当程度の騒音又は振動発生施設は、騒音規制法、振動規制法及び条例で規制対象としている騒音又は振動発生施設の中で、公害苦情の申出が多い施設についてその対象規模を引下げ、指導対象施設として拡大したものです。

具体的には、原動機の定格出力が0.75KW以上の圧縮機、冷凍機、送風機、排風機で、このうち法又は条例に基づく規制対象施設が設置されていない工場等に設置されるものが対象となります。

相当程度の騒音又は振動を発生する施設を設置する工場等には、規制対象施設が設置されている工場等と同じ基準値が適用されます。この基準値を超える騒音又は振動を発生させることにより周辺的生活環境が損なわれている場合には、改善勧告が出されることがあります。改善勧告に違反した場合、改善命令が出されることはありませんが、条例の規定により、改善勧告の内容等が公表されることがあります。

Q 相当程度の騒音又は振動を発生する施設を設置する場合、相当程度の騒音又は振動を発生する施設以外の施設から発生する騒音又は振動についても基準値が適用されるのか。

A 条例第25条第1項で、「相当程度の騒音又は振動を発生する施設を設置する工場等を設置している者は、当該工場等において、規則で定める基準を超える騒音又は振動を発生させてはならない。」ことが規定されていることから、相当程度の騒音又は振動を発生する施設以外の施設から発生する騒音又は振動を含めて工場等から発生するすべての騒音又は振動について基準値が適用されることとなります。

同様に、法又は条例に基づく規制対象施設を設置している工場等についても、工場等から発生するすべての騒音又は振動について、規制基準が適用されることとなります。

(作業に伴う騒音又は振動に係る基準の遵守義務関係 条例第52条、規則第58条)

Q 新たに騒音の規制を受ける作業に追加された「建設用重機械を用いる作業(建設の現場作業を除く。)」とは、具体的には、どのようなものが対象となるのか。

A 資材置場で、資材の移動、運搬等を行うためにバックホウ、トラクターショベル等を使用して作業を行う場合など、事業場内で建設用重機械を使用する場合は対象となります。

建設現場で建設用重機械を使用する場合は対象とはなりません。この場合は「特定建設作業」として別に法及び条例に基づく規制が適用される場合があります。

(その他)

Q 原動機の定格出力が1.5KWの冷凍機が3台設置されている場合は、相当程度の騒音又は振動発生施設が3台設置されていると考えればよいのか。それとも3台の冷凍機の定格出力を合計すると、4.5KWになることから、騒音又は振動発生施設としての冷凍機(定格出力3.75kW以上)が設置されていると考えればよいのか。

A 施設の規模判断は、別段の定めがない限り、個々の原動機の定格出力により行いますので、この場合には、相当程度の騒音又は振動発生施設が設置されていることとなります。

なお、条例の騒音発生施設の圧延機械、研磨機等のように、原動機の定格出力の合計で規模を判断することが定められているものについては、この限りではありません。